

Q 議員に討論書を渡し ていることについて

長谷川 清 議員



A 議員の求めに応じた審議の 参考資料である

議員に討論書を渡していること
について、昨年の9月に質問をし
ようとしたが、「討論書は、会派あ
るいは議員個人に議案審議の参考
資料として渡されており、執行部
から会派又は議員個人が参考資料
の提供を受けることは、ことさら
異例なことではない。長谷川議員

の一般質問の発言を許可した場合、
通告書で指名された会派は、本会
議において侮辱されたと解し、地
方自治法第133条に基づき、議
会に処分を求める蓋然性が高い」と
いう理由で議長から発言を許さ
れなかったため、再度質問を行う。
質問 全議員に渡すことについて

て。

二 本件と地方自治法第133条
の処分という意味について。

答弁一 (市長) 過去には討論に
使用できる体裁のものを渡したこ
とがあったが、現在では議員の求
めがあった場合に、議案審議の参
考資料を渡している。

二 侮辱についての処分の要求は、
侮辱を受けたとする議員の主観的
な判断により行うことができる
と解釈している。

◎その他の質問

一 政務活動費の不適切な支出と
再発防止策
二 地方自治法と議員の職責

～あきる野市と所沢市議会を視察～

平成27年1月30日に、東京
都あきる野市議会と所沢市議
会の視察研修をしました。
あきる野市議会では「議会
だよりのリニューアル」を研
修しました。
読者の興味を引く特集、カ
ラーの表紙、伝えたい事柄を
ピックアップして分かりやす
い文章に置き換え、写真付き
で説明するなど、議会だよ
りを手にとってもらえる工夫を
していました。



また、所沢市議会では、「議
会改革」を研修しました。

次回定例会のお知らせ

次回の平成27年第2回定例会は、5月26日
(火)の開会予定です。

議会の日程は、開会日の5日前に決定し、市
のホームページでご案内しています。

ホームページはこちらから

鶴ヶ島市議会

検索

編集 後記

第1回定例会は、2月25日か
ら3月23日まで開催しました。
第5次鶴ヶ島市総合計画の前期
基本計画の最終年度に当たる27
年度の予算を審議しました。
本年1月末には、議会だよ
りをより多くの市民に読んでいた
だくため、また、議会に興味を
持っていたために、議員全

員があきる野市で議会報の作り
方について研修しました。4月
には議員の改選があります。新
しい議会報編集委員による「議
会だよりに期待していただけ
ればと思います。(持)

(議会報編集委員)

委員長 持田敏明
副委員長 大野洋子
委員 山中基充
委員 山出雲敏太郎
委員 内野嘉広
委員 松村和子

